

(平成25年10月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、同社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和50年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月21日から同年10月1日まで

私の厚生年金保険の記録について、年金事務所から、申立期間のA社D事業所から同社B支店へ転勤した際の記録が相違しているのではないかとの連絡があった。昭和46年4月から平成17年9月まで同社に継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された社員名簿、申立人から提出された永年勤続表彰状（30年）及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年9月21日に同社D事業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主が保存している申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和50年10月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年9月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は26万6,000円、申立期間②及び③は25万7,000円、申立期間④は26万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月6日
② 平成20年8月1日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年7月27日

私は、申立期間①から④まで、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①は26万6,000円、申立期間②及び③は25万7,000円、申立期間④は26万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないため確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間当時、A社の社長を後進に譲り、取締役会長であったが、申立期間の標準報酬月額が大幅に減額訂正されており、社内でそのようなことをすることは考えられない。既に、認められた同社の従業員と同様に、私の年金記録も元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の経営は後進に譲っており、社印（代表者印、角印、代表者の名を入れたゴム印）は全て後任の代表取締役が保管、執行する権限を有し、名実ともに経営の責任者としてその職務の遂行に当たっていた。」と主張しているが、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人の代表取締役の退任登記は、平成 7 年 3 月 30 日付けで 4 年 6 月 30 日に遡及して行われていることが確認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった 5 年 3 月 31 日以後も後任の代表取締役とともに代表取締役としての職責にあったことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できるところ、申立人は、「私は、標準報酬月額を平成 4 年 3 月 1 日に遡って 53 万円から 11 万円に引き下げる月額変更届等及び健康保険厚生年金保険の資格喪失届（平成 5 年 3 月 31 日喪失）を提出した事実はない。後任の代表取締役においても同様なはずである。」と主張し、平成 4 年 11 月分の給料支払明細書を提出しているが、申立人の住所地の B 市役所（国民健康保険課）において、健康保険厚生年金保険の資格喪失日である平成 5 年 3 月 31 日付けで国民健康保険の資格を取得している上、当該資格喪失届の事務処理日が標準報酬月額を引き下げている月額変更届等の事務処理日と同一

日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「国民健康保険の手続は家族を含めて行ったことはない。」と主張しているが、B市役所国民健康保険課は、「当時のことは分からないが、国民健康保険の手続は、本人又は住民票上の同一世帯の方が申請することとなっている。」と回答している。

加えて、申立人は、オンライン記録により、A社の事業主として登録されていることから、申立期間当時、健康保険法及び厚生年金保険法に基づいて、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額等に関する事項を届け出る立場にあったことが確認できる。

このほか、申立人の口頭意見陳述を実施したが、申立期間における標準報酬月額の記録の訂正を認めることができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立人は、A社の事業主として、健康保険法及び厚生年金保険法に基づいて、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額等に関する事項を届け出る立場にあったことは明らかであり、自ら届け出ていないと主張する資格喪失届の資格喪失日に基づいて国民健康保険の資格を取得し、当該資格喪失届の処理日と同一日に事務処理されている自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。